

# 富山県アルコール健康障害対策推進計画中間評価

位置づけ	アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく計画
計画期間	平成29年度～令和4年度

## 重点目標

(1) 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

指標	基準値		中間目標			最終目標		中間評価	進捗状況
		基準年度		基準年度	実績		基準年度		
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少	男性:16.0% 女性:2.9%	H28年度 H28年度	—	—	—	男性:13.0% 女性:減少	R4年度	—	令和3年度に調査
未成年者の飲酒をなくす	高校3年生 15.0%(男性) 12.6%(女性)	H23年度	—	—	—	0%	R4年度	—	令和4年度までに調査
妊娠中の飲酒をなくす	1.6%	H28年度	—	—	—	0%	R4年度	—	令和4年度までに調査

(2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

指標	基準値		中間目標			最終目標		中間評価	進捗状況
		基準年度		基準年度	実績		基準年度		
相談拠点の設置	0カ所	H29年度 H29年度	1か所 以上	R2年度	1か所	—	—	○	達成(平成30年5月に設置)
アルコール依存症の専門医療機関の選定	0カ所	H29年度	1か所 以上	R2年度	1か所	—	—	○	達成(平成31年3月に1か所選定)

(3) 基本施策と実施事業

基本施策	事業等	事業に関する評価
①教育の振興等	職域連携事業、アルコール関連問題研修会、アルコール関連問題啓発週間事業 など	県民一般への普及啓発は進んでいるが、児童・生徒や妊婦等への啓発に取り組んでいく必要がある。
②不適切な飲酒の誘引の防止	ハンドルキーパー運動の周知、酒類提供飲食店と連携した啓発活動、未成年者飲酒に関する街頭補導活動、酒類販売事業者等に対する指導・取締強化 など	県や県警を中心に、関係機関に対して啓発が図られており、今後も取組みを進めていく。
③健康診断及び保健指導	専門相談支援事業(精神保健センター及び各厚生センター) など	心の健康センターや各厚生センターで適切に相談支援が行われており、今後も取組みを進めていく。
④アルコール健康障害に係る医療の充実等	専門医療機関の選定(H30年度に専門医療機関を1カ所選定)、かかりつけ医依存症等対応向上研修 など	専門医療機関の選定や依存症等対応の研修を実施されており、今後も取組みを進めていく。
⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	飲酒取消講習の実施(飲酒運転が認められたものへの講習)、精神保健福祉相談 など	飲酒運転が認められた者への講習等は進んでいるが、DV被害や女性相談に対するアルコール関連問題の啓発に取り組んでいく必要がある。
⑥相談支援等	地域における相談拠点の設置、アルコール関連問題研修会の実施、アルコール関連問題啓発週間事業、アルコール家族教室の実施、アルコール依存症者支援関係機関連絡会の開催 など	心の健康センターや各厚生センターを中心に相談支援等が適切に行われており、今後も取組みを進めていく。
⑦社会復帰の支援	アルコール依存症回復プログラム普及促進事業 など	心の健康センターにおいて依存症回復プログラムが実施されているが、地域等との連携構築を進めていく必要がある。
⑧民間団体の活動に対する支援	SBIRTS普及促進セミナーの後援、断酒会との啓発活動(セミナー関連問題啓発週間事業) など	心の健康センターや各厚生センターと自助グループとの協力・連携は進んでいるが、市町村との連携を進めていく必要がある。
⑨人材の確保等	かかりつけ医依存症等対応向上研修、アルコール関連問題研修 など	かかりつけ医への研修が実施されているが、児童・生徒への啓発のため、教育関係者への研修等を進めていく必要がある。
⑩調査研究の推進等	各種会議・研修会への出席、調査研究や先進事例の共有(適宜) など	全国会議等へ出席し、アルコール関連問題の実態把握に努めており、今後も積極的な情報収集等を進めるとともに新型コロナウイルス感染症の影響の把握に努めていく。

(4) 総合評価と今後の方針

中間評価	本計画では、重点目標の「飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防」についての各種指標は未調査ではあるが、「アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備」については、すでに達成している状況である。基本施策については、概ね各種事業に取り組まれているが、児童・生徒や女性相談に関するアルコール関連問題について啓発に取り組んでいく必要がある。
今後の方針	新型コロナウイルス感染症の影響の把握に努めるとともに、各基本施策に関する事業を継続していくとともに、取組みが不十分と考えられる基本施策については、各種啓発や関係機関との連携強化を進めていく。